13　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。国内の会社等の営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

14　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を国内の会社等とした場合に「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。

15　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑾　同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑾　同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。これらの欄において、同意取得時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「５　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）